

会 議 録

会 議 の 名 称	令和8年度(2026年度)第1回豊中市男女共同参画審議会		
開 催 日 時	令和8年(2026年) 8月3日 (月) 14時00分 ～ 15時30分		
開 催 場 所	WEB会議 (くらしかん 体験学習室)	公 開 の 可 否	☒ 可 ・ 不可 ・ 一部不可
事 務 局	市民協働部 人権政策課	傍 聴 者 数	1人
公 開 し な か っ た 理 由			
出 席 者	委 員	西尾委員（会長）、岩本委員、青竹委員（職務代理者）、寺田委員、 畠中委員、古川委員、三宅委員、奥田委員、浦委員	
	事 務 局	松永市民協働部長、山口市市民協働部人権文化担当理事 本田人権政策課長、吉岡主幹（女性支援担当）、 小林課長補佐兼女性支援係長、水谷主査	
	そ の 他		
議 題	1. 審議会のスケジュールについて 2. 令和7年度（2025年度）第3次豊中市男女共同参画計画年次報告書（案）について 3. 第3次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについて 4. その他		
審 議 等 の 概 要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和 8 年度第 1 回豊中市男女共同参画審議会 議事概要

日時：令和 8 年（2026 年）8 月 3 日（月）14 時～15 時 30 分

場所：Web

会議システム「Zoom」を使用して開催（事務局：くらしかん 体験学習室）

【出席委員】

西尾委員（会長）、青竹委員（職務代理者）、岩本委員、寺田委員、畠中委員、古川委員、三宅委員、奥田委員、浦委員

【事務局】

松永市民協働部長、山口市民協働部理事（人権文化担当）、本田人権政策課長、吉岡主幹（女性支援担当）、小林課長補佐兼女性支援係長、水谷主査

【傍聴者】 1 名

【本審議会の開催方法について】

Web 会議

●開会

●Web 開催についての注意事項

●事務局の紹介

●成立要件の確認

<案件 1. 審議会のスケジュールについて>

事務局より資料 1 について説明

<案件 2. 令和 7 年度（2025 年度）第 3 次豊中市男女共同参画計画年次報告書（案）について>

<案件 3. 第 3 次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについて>

事務局より資料 2-1、資料 3-1、3-2、3-3 について続けて説明。

会 長：まず案件 2 についてご意見はあるか。

委 員：資料 2-1 の課題について事務局の説明が少ないように感じた。今後の方向性についてはわかるが、特に基本目標 4 では、DV に該当する行為に関する男女間の認識の差があるという課題について説明していたので、課題を示すことで、今後の方向性についても若年層への周知啓発を行うことなどに繋がるため、課題を強調して記載してもいいのではないかと検討いただきたい。

事 務 局：基本目標 4 については、課題と今後の方向性について口頭で説明させていただいたが、資料ではコンパクトにまとめて記載しているので、課題についても整理して追記する。

委 員：基本目標 1 の実施状況の記載で、「With you」についてはどのような学習ができるのかを記載したほうがわかりやすい。「男女平等に関わる学習ができるよう、『With you』を活用してジェンダー平等の啓発にも努めた」という書き方に変えられないか。

事 務 局：教育委員会において取り組まれている状況を事務局としても把握している。記載内容を検討する。

会 長：基本目標 1 で、市立の小・中学校等では「With you」を使って、LGBTQ+などの性的マイノリティや性の多様性等について先進的に学習を進めている。高校等で LGBTQ+等について、このような事業が実施されている

かについて把握しているか。

事務局：小・中学校は市立となるが、高校は大阪府の管轄になるため把握していない。

会長：中学校では、ジェンダー平等や性の多様性についての授業を多く実施しているということか。

事務局：とよなか男女共同参画推進センターすてっぷでは、学校からの依頼を受けてデート DV などの出前講座（授業）を実施している。また、アウトリーチとして「ジェンダー平等教育推進助成事業」も実施している。体と権利、情報モラル教育、自尊感情、体と心を健康に、他者とのよりよい関係性を築くために、といったテーマで、こちら各学校からの依頼に基づき、各校で実施している。昨年度は 13 件行った。このように、全ての学校ではないが、学校の授業の一環として取り組みがされている。今後、例えば、毎年同じ学校ではなく変えていくことで、広がりを少しずつも持っていければ、市内のジェンダー平等教育の取り組みが進んでいくのではないかと考える。

会長：一度も依頼がないという学校があるのであれば、その学校にアプローチしていくことが非常に重要である。さきほど高校での状況を確認したが、日本では男子高校生も自殺が増加しており、深刻になってきている。日本は若者の自殺率が非常に高い国であるが、特に男子高校生に関して、深刻になってきている。場合によっては、高校の段階では少し遅過ぎて、小・中学生のときから、人権やいじめ、性の多様性について、自殺に関係してくるかもしれないので早いうちからできるだけ広く、継続的に人権教育をしていただきたい。

事務局：最近、豊中市人権教育研究協議会という教員の組織においての男女共同参画に関わる研修を、とよなか男女共同参画推進財団と共催した。その際に施設見学も行い、すてっぷを知らない教員にも PR することができた。教員へのアプローチについても今後、様々な形で取り組んでいきたい。

委員：ジェンダーのことについては今、小・中学校で学んでいるという話であったが、実際デート DV となると、小・中学生も対象になるが、高校生や大学生の方が対象になることが多い。そちらの方が深刻であると考え。「With you」は豊中市立の小・中学校で教材として使っているが、例えば高校へ出前講座を実施するというようなケースはないのか。

事務局：デート DV は出前講座として、中学校へはすてっぷのアウトリーチとして実施している。現時点で高校は出前講座は対象とはなっていない。デート DV 防止の観点では、リーフレットを大阪府が作成をしているので、その周知をしつつ、デート DV の出前講座については、そのようなご要望についても、指定管理者とも相談する中で、検討していきたい。

委員：資料 2-1 について、ジェンダーは難しい問題として捉えられがちだが、「With you」を拝見して、本当に小さなこと、色を何か使って、という点がジェンダーについて非常にわかりやすくしている。大学で学んでいることと非常に近いので、良い教材であると考え。もう少し広めて欲しいと思っているので、注目していた。また、DV においての価値観の違い、前提条件の違いについて、非常に難しいと感じている。デート DV という言葉においても、イメージで語られることが少なくない。このような言葉の定義について話せる場所、少し込み入った話などを話し合える場所があることが重要である。昨年、すてっぷでのヤングケアラーのイベントで、ヤングケアラーという言葉自体も、意味が伝わらないことが度々あった。子どもがケアするのは当たり前だ、という意見や、ヤングケアラーという言葉自体がそもそも何かかわからない、と言われることがあった。デート DV のように言葉は広まりつつあるものの、正しい定義が伝わりにくいところがあるので、小学生のころから学べる機会や、大人になっても学べる機会があることが非常に重要である。。

会長：言葉の定義は基本中の基本なので、まずはそこをしっかりと伝えていくことが必要である。大人になってからも学習していくことが大事である。

委員：40 代で子育て世代、共働きをしている者の意見として、男性の育児休暇について、自営業者、例えばフリーランスや会社勤めではない男性は、まず育児休暇という制度がない。私の場合、自分が自営業者で、妻が会社員なので、妻が育児休暇をとることができた。しかし妻も自営業者の場合だと、そのまま休んで収入が減少し、夫も育児休暇を取って収入が減るとなると、経済的に辛い。そのような家庭が昨今増えていると感じる。増えてきているこのような働き方の人に対しての対策があるとありがたい。

会長：地元の中小企業や零細企業までは話が出ていたが、自営業者に関しては、今までも議論になってこなかった。

中小企業庁によると、99.7%が中小企業や零細企業で大企業はほとんどなく、豊中市だとおそらく大企業はないが、自営業者は増加しているように感じる。

事務局：豊中市の場合だと、中小企業者が多いので、そちらの制度の整備について比較的フォーカスしているところ。意見があった、フリーランスや、家族で自営している場合の制度については、議論の中に出てこない部分があったので、今後、産業振興的なところも含めて、何か情報があれば共有していきたい。また、市としてそういう施策があるのかどうかについても確認する。

会長：他の委員でこういうアプローチならでそこに届くのではないかというアイデアがあれば、後日でもいいので教えていただきたい。

委員：資料 3-2、基本目標 3 の乳がん検診受診率について、計画策定時と比較して上がっているのに矢印が下向きになっているのは誤りではないか。

事務局：記載誤りである。修正する。

委員：見直しの体系案の中に困難女性支援基本計画を入れる点について、法律では困難な問題が複合的になっているということが書いてあるが、案の項目名では問題が一つであればサポートできていると思われてしまう。複合的なのという文言を入れた意図は何か。

事務局：既存の計画の中で、例えば、ひとり親や外国人、障害のある方についてなど、女性も含めて支援対象を網羅できている状態であると考えて。その中でも、資料で提示している 3 つの取り組みについては強化したかったため、新たな項目として「複合的な問題を抱える女性への支援」という名称にした。説明の中での、包括的な支援を行うための庁内での連携について、人権政策課の中では個別ケース検討会議を困難女性支援法に基づいて行っていく。重層的支援の中で、別の課が担当している多機関連携会議があり、この会議において、複合的な問題を抱えている家庭のことを検討しているので、庁内では複合的という言葉を使うが多かった。そのため今回このような形で文言をいれている。誤解が生じないように困難な問題を抱える女性への支援という文言に変更することはできる。施策の方向性の 1) と 2) との区別をしたかったということが一番の理由である。

委員：重層的な支援体制の庁内でのケース会議のようなところが、個別ケース検討会議という位置付けになるのか。

事務局：計画が令和 3 年に策定された時にはまだ法律がなかったので、今回新しく施策として位置付ける部分で、個別ケース検討会議について取り組む指標として考えている。

委員：複合的な課題の有無に関わらず、個別ケース検討会議の対象となるのではないかと考えるが、支援から漏れる方が生じないようにしていただきたい。生活上の困難を抱えている人、女性であっても、個別ケース検討会議を利用できるようにしていただきたい。

委員：複合的な問題を抱える女性について検討する際には、具体的にどのようなケースが出てきているのか。

事務局：具体例として、家庭内の問題や疾病、きょうだいの発達障害など、複数の課題が複合的に存在するケースがある。どの機関がどのように支援をしていくかを整理するために、多機関連携会議で役割分担を整理しながら、本人を支えていくという形で行っている。このようなケースを複合的な問題を抱える事例と捉えている。例えば、きょうだいの発達障害についてはおやこ保健課、貧困については生活保護を担当している福祉事務所、病気については医療機関、主治医の先生とのやりとりで、どこまでどういう医療が必要なのかという点の確認や本人が家を出たいという希望については人権政策課で支援はできるのではないかと、というようにそれぞれの役割分担を考えて支援を行っている。

会長：確かにこのような状況であると、1) 2) の項目では物足りない感じがする。やはり複合的な問題を抱える女性への支援というふうに表に出して、そこを重点的にやっていくという方がわかりやすい。支援から漏れる方が生じないように取り組んでいただきたい。

委員：資料 3-2 について、男性の育休取得率について、市の職員は 90%以上取得されているが、全国的にも 50%を超えていると報道されているように、この数年で急上昇して素晴らしい。ただパーセンテージが上がっていても、どれぐらいの期間取得できているのか、どれだけ育児に貢献できているか、男性の育休、産後うつも問題になっているが、職場での嫌がらせなどの問題がある。パーセンテージが十分だからといって解決したわけでないことが

わかるように問題を共有しておく必要がある。また、計画の中間見直しのイメージについて、今後内容については検討していくということであるが、今回は頭出しをしているところか。見直しとして特に変更する点が基本目標 3 の部分という説明であったが、今後の意見によっては、5 年前と大分状況が変わっているということで修正していくのか。それとも、計画期間が決まっているため、大幅に変えるのではなく、今の内容を維持しつつ、少し方向性の部分を微調整していくというようなイメージか。

事務局：育休取得率の件でいうと、豊中市の特定事業主行動計画を令和 8 年度から新たに策定し、その中で全ての部局ではないが、2 週間以上の期間の取得が何%をめざすということが示されている。見直しのイメージについては、今後行う各課のヒアリングの中で指標の見直しや、未達成の指標が多くあるため、その部分については継続する。困難女性の項目については新しい指標を作っていく、といった内容については、また委員の皆様には提示していく。先ほどの基本目標や基本課題、施策の方向については、女性活躍推進計画は、法律が 10 年延長になったため、見直しにおいても継続していくことや、困難女性支援基本計画を位置付けることになる。各課においても計画があるため、男女共同参画計画の 5 年間に各課も途中で改定している部分があるため、ヒアリングの中でお互いの計画の整合性について確認するほか、新たな取り組み、例えば児童相談所の開設についても、基本目標 4 の中で連携の部分で位置付けていくということは考えている。

委員：男性の育休取得や、管理職の女性の割合について、例えば、男性の育児参加が社会全体では認識されていて、20 年前とは大きく変わってきている。社会全体の意識が変わっていく、制度が変わっていくということについて、数字を見た段階で非常に良いことだと考える。自分が所属する学校では、管理職、教頭が女性である。これまでの男性的な感覚だけではなく、女性がトップに立つと、例えば子育てしながら仕事をしている事柄の感覚が全体に意識レベルで広がっていくということを実感した。新人が入った時は、ほとんどが男性の管理職であり、女性の管理職はほとんどいなかった。しかしこの 20 年で、状況が大きく変わり、男女共同参画という、この審議会のテーマについて実現されてきている。もう一つ、市議会議員に占める女性議員の割合については選挙はあるものの、男女がバランスよく議員として参画できる議会であってほしい。この部分は、何か社会の意識を変えていかなければ、個人レベルではなかなか難しい。そのような点を資料にすることによって一つの成果として表れているように感じた。

委員：ワークライフバランスに関する点で、取り組みを実施している事業者が増えていることに関しては、非常に良いことである。私は保育園の事業体で働いていて、そこでは 9 割 5 分以上が女性の従業員である。中には子育てをしながら仕事をしている方もたくさんいる。法人でもそのような方に関しては、時短を取ってもらいやすかったり、子どもの体調不良時には休みをしっかりとってもらったりできる制度もある。また空気感、風潮もしっかりとつくれるように職場環境を整備している。そういった事業者が増えると嬉しい。このように様々な取り組みを行っている事業者に関して、「女性活躍推進事業者認証制度」があると思うが、認証事業者は増加傾向にあるのか。

事務局：認証制度については、市独自のものとして取り組んでいる。認証事業者については現在 26 事業者となっているが、まだまだ少ないと感じている。今年度に入ってから保育所や幼稚園の園長会にも出向いて PR に努めている。保育所や幼稚園は女性の多い職場で、取り組みは早くから進められているので、認証を取得してほしいという点で、声をかけさせていただいた。大企業は国が法律上で公表していくことを義務付けているという点で制度を整えていっているが、中小規模の事業者になると、制度について半分満たしている事業者も、事務的なやりとりについて手間がかかると感じられて、女性活躍の推進に取り組みたくても取り組めない事業者もあるのではないかと考えている。市としても、そのような事業者を支援する取り組みを夏以降進めていく。認証事業者数を増やして、例えば、就労希望の女性がこの事業者は女性活躍に取り組まれているということで、少し就労のハードルが下がるという点に結びつけていきたい。

会長：私も認証を受けている事業者は女性を含めて、働きやすいバロメーターになるのでしっかりと見るようにと学生に伝えている。

委員：私の勤務先では、20 年ほど前までは、会社の中でかなり中年以上の男性社員が多かったが、この 10 年ぐらいで、かなり女性社員が増えて、大体 2 割ぐらいが女性になっている。管理職についても、今では 2 割ぐらいが

女性であり、この 4 月にも 1 名登用した。少しずつ女性が増えてきていることはいいことだが、社員アンケート上で一時、セクシャル・ハラスメントの申出や意見が増えた時期があった。それに対しては、定期的に教育を行ったり、相談窓口の研修を行ったりという地道な取り組みをすることによって、女性が働きやすい職場環境の形成につながっていると分析している。この資料も興味を持って見ているが、自分の会社においてその通りだと考える部分と、新しい気づきの部分などが様々ある。

会 長：男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数について、令和 8 年度の目標値は年間 900 人となっているが、昨年度実績は 232 人であり、目標値と大きな差がある。男性に参加をしてもらうのはどこの市でも非常に難しい問題であり、特に中高年の男性の企画を考えていただきたい。その理由としては、千葉大学が調査結果として出した内容の新聞記事で、配偶者と死別、男性の認知症リスク 2.3 倍、女性は生活満足度の違いありというものがあった。この記事では配偶者を亡くした高齢男性は認知症リスク 2.3 倍、死亡リスクも 1.9 倍に上がるそのことである。妻と死別後、うつ病の発症のリスクも非常に高まり、例えば半年後、1 年後に亡くなる男性が非常に多い。一方女性の方は、生きがいや生活満足度が向上するという結果である。このような結果から、配偶者が亡くなる前にも、夫婦関係がうまくいっていない、かなり夫婦関係が精神的負担となっている可能性もある。夫が亡くなったら生活満足度が上がるということは、妻は夫に対してはストレスを感じていて、妻と死別後、夫は、認知症の発症や死亡リスクが高まるということは、男性が生きづらさを抱える状況が生じている。男性の抱える生きづらさなどに関わっていくことは、まさに男女共同参画である。また、男性の命や健康に関わることになるので妻が亡くなったときのショックなどは和らげるようなことをテーマとしてイベントなどを考えていただけたら。

事務局：男性相談をすてつで行っているが、相談の回数枠の増加や、面談もできるよう拡充している。参加者が多い学校へのアウトリーチについては、男女別の数を把握できないため、注釈に書いてあるように男性の数がとれているのがこの 232 人となっているので、今回の中間見直しの中で、男性の参加者数の指標もある。

会 長：なぜ把握できないのか。

事務局：学校にアウトリーチに行った際に、その日の出席数も関係あるのかもしれないが、正確な数を学校から聞けていなかった。講座の参加者数の 5,021 人は全ての参加者数なのでそれは数を把握できるが、アウトリーチについては学習講座の参加者数には含めてはいるが、実際その中の男性の数が把握できない状態となっている。例えばアウトリーチについて定員を設定していないので、定員に対する参加率にも数値を入れていない。

会 長：定員が決まってない講座もあるのか。

事務局：先ほどのアウトリーチでいく場合も定員は定めていない。でもアウトリーチも講座の参加者の数は入る。今後の指標の中では見直していかないといけないかもしれない。男性の参加でいうと、例えば公民館で男性の育児の講座などに参加していただくことはある。

会 長：現在は男性・女性のほか回答しないという選択肢もあるが、内訳もできるだけ取って、ターゲットを絞って、その方たちに適した学習講座を打ち出していくことはとても大事である。男女共同参画や性の多様性が関わってくるので、男女の内訳がないと、講座が何を対象にしたらいいいのかわからない。また、年代も大事である。もう少し、数値のとり方や把握の仕方と、あと属性に合わせた学習講座等もまた考えていただきたい。計画現状報告書については、本日の各委員の意見を参考にして、公表の手続きを進めていっていただきたい。また議論いただいた結果に沿って今後の審議会での議論を進めていきたい。なお、今後の確認事項は計画の見直しの要点とポイントや計画基本目標の柱となる項目についてとなる。

<案件 4.その他>

事務局：次回のスケジュールについて説明。

閉会